

米子市監査委員告示第4号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年4月7日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	安	木	達	哉

1 監査の対象

- (1) 建築指導課
- (2) 会計課

2 監査の範囲

主として平成21年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成22年2月24日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・安木達哉

5 監査の概要及び結果

今回の監査は、建築指導課においては、予算の執行と経理事務及び物品の管理事務を、会計課においては、現金の出納及び保管事務、物品の出納及び保管事務、指定金融機関等の検査事務並びに予算の執行と経理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

監査の概要及び結果については、次のとおりである。改善又は検討を要

する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

[建築指導課]

1 監査の概要

建築指導課は建設部に所属し、組織は別図1のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 建築物等の確認に関すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第2項の規定により特定行政庁として処理すべき事務に関すること。
- (3) 建築審査会に関すること。
- (4) 地区計画の区域内における建築物の制限に関すること（都市計画課の所管に属する事項を除く。）。
- (5) 娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関すること（都市計画課の所管に属する事項を除く。）。
- (6) 米子境港都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関すること。
- (7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅及び優良宅地の認定に関すること（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）により市が処理することとされたものを含む。）。
- (8) 住宅金融支援機構受託業務に関すること。
- (9) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）に基づく事務に関すること。
- (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関すること。
- (11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく事務に関すること。
- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく事務に関すること。
- (13) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関すること。

(14) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた都市計画法及び都市計画法施行規則に基づく開発行為に係る事務に関する事。

なお、当課における平成21年度の一般会計歳入歳出予算の執行状況（平成21年12月末日現在）は、別表1のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務について、出張復命に際し、決裁区分の誤っているものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 旅行に関する事務について、出張復命書の提出が遅延しているものがあつたので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、注意すること。

ウ 複写機使用料について、調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後適正に事務処理すること。

エ 確認済表示板及び中高層建築物に伴う標識の販売に係る受託事務について、関係書類を監査した結果、おおむね適正に事務処理されていた。

オ 構造計算適合性判定委託契約に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

カ 震災に強いまちづくり促進事業補助金及びアスベスト撤去支援事業補助金の交付事務について、関係書類を監査した結果、補助金交付要綱等に基づき、適正に事務処理されていた。

キ 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあつたので、至急、清算すること。

ク 時間外勤務等命令簿において、時間外勤務命令の代決後、正当決裁者の後閲の措置をとっていないものがあつたので、今後注意すること。

(2) 物品の管理事務

備品の管理について、備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、適正に事務処理されていた。

[会計課]

1 監査の概要

会計課は、会計管理者の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の一部を処理しており、組織は別図2のとおりで、その主な担当業務は、

次のとおりである。

(1) 会計管理者の権限に属する事務

- ア 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
- イ 小切手の振出しに関すること。
- ウ 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
- エ 物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- オ 現金及び財産の記録管理に関すること。
- カ 支出負担行為に関する確認に関すること。
- キ 決算の調製に関すること。
- ク 指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の検査に関すること。
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、会計管理者の権限に属する会計事務に関すること。

(2) 市長の権限に属する事務

- ア 地方自治法第243条の2に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。
- イ 一時借入金に関すること。
- ウ 指定金融機関等に関すること。

なお、当課における平成21年度一般会計歳入歳出予算の執行状況（平成21年12月末日現在）は、別表2のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 現金の出納及び保管事務

- ア 会計間の資金流用に関する事務について、関係書類を監査した結果、一般会計から特別会計に資金流用する際に、調定兼収入書に正当決裁者の決裁がないものがあったので、米子市会計事務決裁規程（平成17年米子市訓令第3号）の規定に基づき、今後適正に事務処理すること。
- イ 歳入歳出外現金に関する出納事務について、抽出により、米川土地改良区に係る賦課金及び督促手数料ほか2件について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

(2) 有価証券等の出納及び保管事務

預金通帳、定期預金証書及び有価証券について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

(3) 物品の出納及び保管事務

ア 市長の事務部局及び教育委員会事務局の課（課に相当するものを含む。）、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局並びに農業委員会事務局（以下「主務課等」という。）から会計課へ協議された出納事務について、抽出により、3課の物品管理処理伺と会計課が作成した個別備品データ一覧表を照合した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

イ 米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）第11条の規定に基づき、年1回以上の実施が義務付けられている備品の記録と現品の照合事務について、関係書類を監査した結果、10月及び11月の2か月にわたり、適正に実施されていた。

ウ 重要備品について、主務課等から提出された平成20年度末における重要備品現在数報告書と会計課が作成した重要備品データ一覧表を照合した結果、おおむね適正に事務処理されていた。

エ 主務課等に払出しをする目的で保管している消耗品及び印刷物（以下「共用物品」をいう。）の出納及び保管事務について、共用物品の払出しに際し、誤って記載した品名のままで、訂正させることなく物品払出要求書を受領しているものがあったので、今後、適正に事務処理すること。

オ 共用物品の出納及び保管事務について、共用物品全品目の出納表在庫数と現品を照合した結果、符合しなかった。また、共用物品出納表の記録について、不正確な事例が見受けられたので、今後は、定期的な在庫確認及び正確な出納表の記録を行い、共用物品の適切な管理に努められたい。

カ 主務課等へ保管換えを予定して購入し、会計管理者が管理する備品（以下「庁内共用備品」という。）の保管事務について、備品データ一覧表を基に、庁内共用備品全品目の在庫数を現品と照合した結果、適正に管理されていた。

(4) 指定金融機関等の検査事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の4の規定に基づく指定金融機関等の検査について、関係書類並びに聞き取りによ

り監査した結果、平成21年11月10日に検査が実施されており、適正に事務処理されていると見受けられた。

(5) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務について、関係書類を監査した結果、出張復命書において、正当決裁者の決裁がないものがあったので、米子市会計事務決裁規程の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 米川土地改良区賦課金等の徴収受任事務に係る徴収交付金について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

ウ 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

(6) 一時借入金に関する事務

一時借入金に関する事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

(7) 基金の繰替運用に関する事務

米子市財政調整基金ほか19基金の繰替運用に関する事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

(8) 物品の管理事務

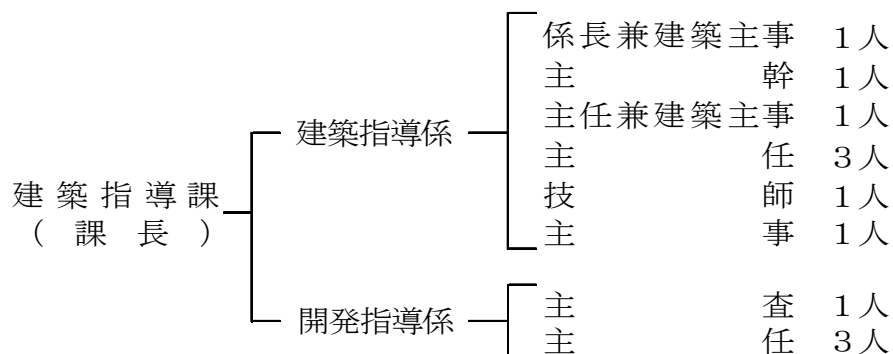
当課が管理する備品の管理について、備品データ一覧表を基に、全品目を現品と照合した結果、適正に事務処理されていた。

3 その他

電気、ガス、電話などの公共料金の支払事務が、市全体では、一か月に約400件にのぼり大変煩雑となっているので、口座振替等の支払方法について研究され、事務の効率化を図られるよう期待する。

[建築指導課]

別図1 組織図



別表1 平成21年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (平成21年12月末日現在)

歳入

(単位:円,パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
土木手数料	7,039,000	3,574,180	3,573,480	700	50.8	100.0
土木費国庫補助金	9,618,000	9,618,000	0	9,618,000	0.0	0.0
土木費県補助金	5,470,000	5,470,000	0	5,470,000	0.0	0.0
雑入	33,000	98,730	98,730	0	299.2	100.0
合計	22,160,000	18,760,910	3,672,210	15,088,700	16.6	19.6

歳出

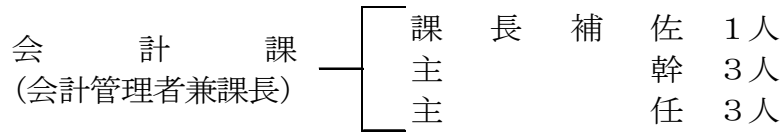
(単位:円,パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担額 為	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
都市計画総務費	631,000	225,067	225,067	405,933	35.7	100.0
建築指導費	113,327,000	86,746,444	82,163,164	31,163,836	72.5	94.7
合計	113,958,000	86,971,511	82,388,231	31,569,769	72.3	94.7

※繰越額を含む

[会計課]

別図2 組織図



別表2 平成21年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (平成21年12月末日現在)

歳 入

(単位;円,パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
雑 入	104,000	137,054	126,878	10,176	122.0	92.6
合 計	104,000	137,054	126,878	10,176	122.0	92.6

歳 出

(単位;円,パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 額 支 出 為 額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
一 般 管 理 費	980,000	628,230	534,276	445,724	54.5	85.0
会 計 管 理 費	937,000	566,255	559,955	377,045	59.8	98.9
利 子	33,813,000	2,136,550	2,136,550	31,676,450	6.3	100.0
合 計	35,730,000	3,331,035	3,230,781	32,499,219	9.0	97.0